平成２３年（フ）第４３９３号
大阪府寝屋川市秦町33番11号、住民票上の住所大阪府茨木市東奈良１丁目９番17号
債務者　南野　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８３号
大阪市東淀川区井高野３丁目３番25号
債務者　中尾　信一
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０１号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番17号　アベニューリップル吉田201
債務者　右高　宏樹
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２２号
大阪府茨木市紫明園７番４号
債務者　瀬尾　順子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６３８号
大阪府四條畷市大字砂197番地の75
債務者　山岡　啓一
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６３９号
大阪府門真市宮野町２番３号
債務者　木本小夜子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４９号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番10号　ウエストサイド308号室、前住所大阪市東住吉区北田辺６丁目24番９号
債務者　佐藤　利郁
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６５０号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番10号　ウエストサイド308号室、前住所大阪市東住吉区北田辺６丁目24番９号
債務者　佐藤多美子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０号
大阪府大阪狭山市半田６丁目1169番地の１
債務者　宮崎　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
堺市東区日置荘西町２丁35番15―106号、前住所大阪府大阪狭山市山本北1297番地の２Ｂ―301号
債務者　藤川　由美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１３号
大阪府藤井寺市大井５―１―22―201、住民票上の住所大阪府羽曳野市古市６丁目24番３号
債務者　中浦　治子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０５号
堺市西区家原寺町２丁４番２号　Ａ―101号
債務者　山岡　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
堺市北区中百舌鳥町１丁43番地２　シェソワ203号
債務者　小池　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
大阪府羽曳野市島泉９丁目１番５号
債務者　上地　友美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
堺市南区原山台３丁１番12―605号
債務者　木村　圭吾
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
山形県酒田市ゆたか１丁目13番地の18　サンピラーＢ104号、前住所山形県酒田市中野目字割前79番地
債務者　佐藤　公子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２０３号
群馬県藤岡市上大塚126番地１
債務者　内林　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部